

宇城市農政第1038号
令和6年8月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)
地域名 (地域内農業集落名)	松合地区 (山須浦、仲、和田、救の浦)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、宇土半島の中間に位置し、中山間地域が多い。地区の高齢化が進み若者が少ない。農業者の割合も少なく後継者が少ない状況である。耕作放棄地や有害鳥獣被害の増加なども懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小規模基盤整備や農地バンクを利用し散在した農地を集積・集約するなどし、労力やコスト削減・販路拡大による収益増加を目指し、地域内の共同作業による労力不足を補う。
中山間直接支払等の事業を活用し農業用施設や遊休農地の保全管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

宇城市不知火町大字松合の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現在、経営している農地では集約できている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集積・集約を行うにあたり、中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

条件の良い農地において、小規模の基盤整備事業に取り組み集積・集約等効率的な農業経営を目指す。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内外からの後継者及び農業経営者を幅広く呼び込む体制を作る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

収穫時期など、人手が必要である時期において労働力確保できる人材派遣等を積極的に活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

地区内における共同作業において共同防除(ドローン)組織の設立に向けた検討を行う。